

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

■風水害の特性 地域防災計画第1編第4章第3節引用

- ・大雨洪水時には、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸に被害が発生する。
- ・天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水による水害が起りやすい。
- ・古くからの集落や市街地の多くは、自然堤防や段丘上に位置していることから浸水被害等は少ないが、近年開発された市街地では浸水被害の危険が高い。
- ・大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。
- ・大型台風が本県の西側を北東に進むときは、暴風による大きな被害が発生する。

■風水害の被害想定 地域防災計画第1編第4章第4節引用

- ・市の河川は、市東部の山地から流下して、一級河川愛知川、日野川及び蛇砂川に合流し琵琶湖に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水のはん濫など浸水被害の発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。

(洪水：ハザードマップ)

八日市駅前を中心に中心市街地として指定している地域では、0.5メートルの浸水が想定されている。特に琵琶湖に近く、愛知川沿岸である能登川地域及び日野川沿岸である蒲生地域では2メートルを超える浸水が想定されている。

(土砂災害：東近江市地域防災計画) 地域防災計画第1編第4章第4節参考

市内全域で土砂災害が発生する可能性があるが、特に市の東部に山地が形成されており、山地を流下する河川沿いの平坦地に集落等が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の発生する危険性が高い。

(地震：ハザードマップ)

本市では、海溝型地震と5つの活断層地震が発生すると影響が大きいと想定されている。5つの活断層のうち、市に最も大きな被害をもたらすのは「鈴鹿西縁断層帯地震」と想定されており、最大で震度6強、今後30年以内の地震発生確率は0.08～0.2%とされている。また、地震発生時の液状化の危険度は能登川地域と蒲生地域の一部で高いと示されている。

※断層帯例：柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯(M8.2)、鈴鹿西縁断層帯(M7.6)、鈴鹿東縁断層帯(M7.5)、養老一桑名一四日市断層帯(M7.7)、琵琶湖西岸断層帯(M7.8)等

(2) 東近江市内の商工業者の状況

- ・商工業者の事業所等数 4,761
- ・うち小規模事業者の事業所数 3,318

**【内訳】**

業種		商工業者 事業所数	小規模事業者 事業所数	備考
商工 業者	建設業	6 4 4	6 2 4	市内に広く散在している
	製造業	5 7 5	4 2 7	市内に広く散在している
	卸・小売業	1, 1 1 0	6 7 8	各地域の主要地に所在
	その他	2, 4 3 2	1, 5 8 9	市内に広く散在している

**(3) これまでの取組****① 当市の取組**

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災資機材等の整備
- ・ 備蓄品の管理

**② 当会の取組**

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 会員事業者の危機管理意識の醸成と損害保険加入のための損保会社の紹介
- ・ 東近江市が実施する総合防災訓練への参画

**II. 課題**

- ・ 当会・当市ともマニュアル等の作成により危機管理対策はできているが、それを十分に地区内小規模事業者に周知できていなく、被災後の事業継続が危ぶまれる。
- ・ 災害発生時の現場対応力が不足しており、被災後においても現在と同等の経済活動ができるような事前準備が必要となっている。

**III. 目標**

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における情報共有を密にする。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・ 平成24年に締結した「災害時における物資の供給ならびに応急救援活動への応援に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等の情報発信を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に対し、経営指導員が対応できない高度専門的な内容の場合は、専門家を招き事業継続の取組支援を行う。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成25年に危機管理マニュアルを作成（別添）。

#### 3) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を巡回指導時に行う。
- ・ 東近江市、八日市商工会議所及び東近江市商工会の3者が連絡会議を年1回以上開催し、状況確認、改善点等について協議する。

#### 4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。  
その上で、災害のランクに応じ、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

想定する災害のランク

災害のランク	災害の内容
A	<p>《事務局機能が不能になると想定される》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■震度5強以上の地震が発生、又は発生する恐れがある時</li> <li>■大規模火災が発生した時</li> <li>■台風を原因とする災害が発生、又は発生する恐れがある時</li> <li>■大雨による災害が発生、又は発生する恐れがある時</li> <li>■その他甚大な被害が発生、又は発生する恐れがある時</li> <li>■新型インフルエンザ等が発生、又は発生する恐れがある時</li> </ul>
B	<p>《事務局機能の大幅低下が想定される》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■震度5弱の地震が発生した時</li> <li>■洪水・火災が発生、又は発生する恐れがある時</li> <li>■その他域内に被害が発生、又は発生する恐れがある時</li> <li>■気象庁から各種警報が発令された時</li> </ul>
C	<p>《事務局機能の軽微な低下が想定される》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■震度4の地震が発生した時</li> <li>■気象庁から注意報が発令された時</li> <li>■商工会の近隣において停電、又は火災が発生した時</li> </ul>

1) 応急対策の実施可否の確認と方針の決定

被害状況確認手順

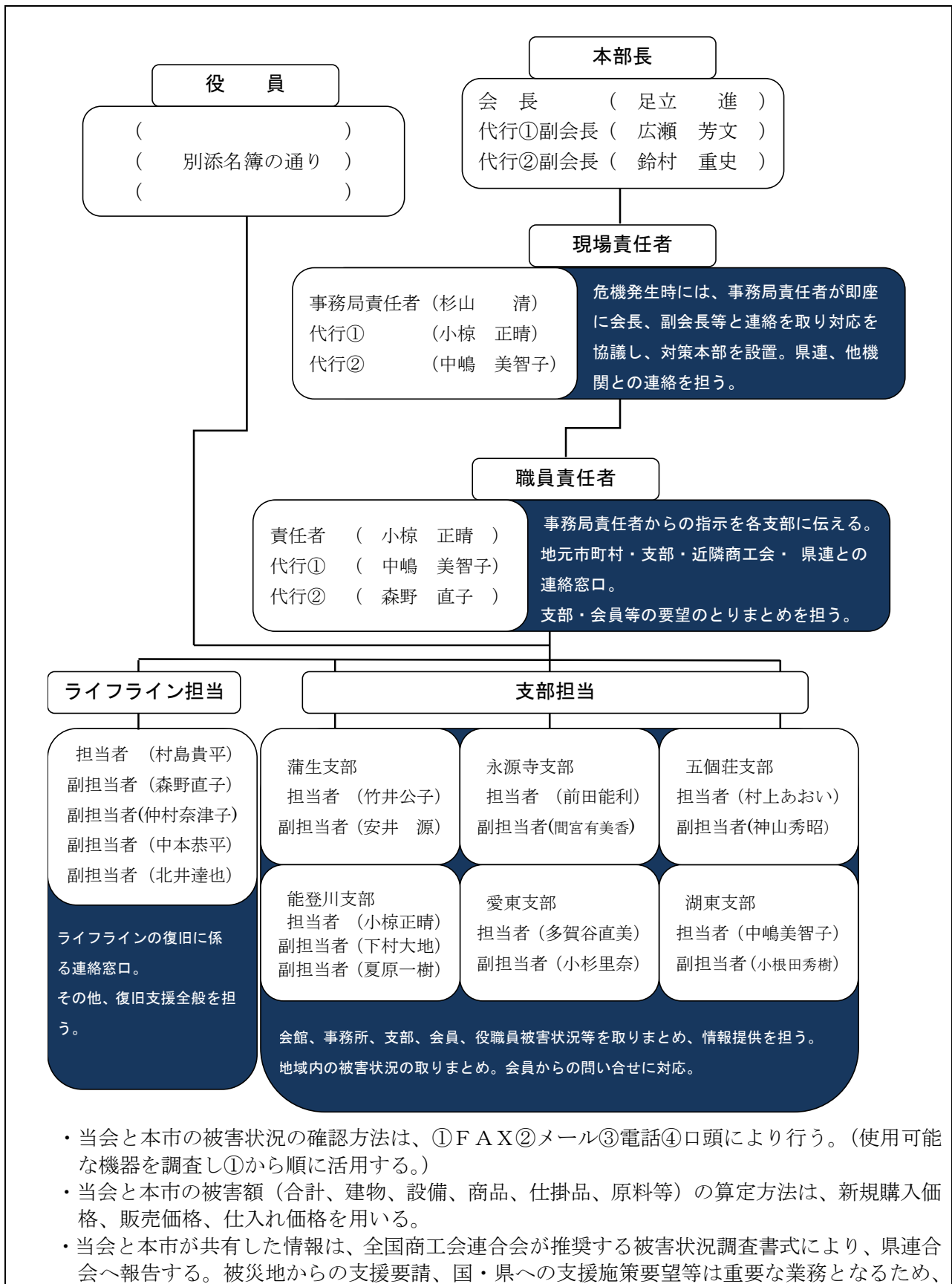
A・Bランク災害への対応	Cランク災害への対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>①職員の安否を即座に確認</li> <li>②非常時連絡網による連絡</li> <li>③連絡手段の確保（使用可能な機器を確認）</li> <li>④危機対策本部の設置（V級職員以上は参集）</li> <li>⑤ライフラインの確認</li> <li>⑥優先業務以外の業務を縮小</li> <li>⑦地域内被害状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①職員の安否を即座に確認</li> <li>②非常時連絡網による連絡</li> <li>③ライフラインの確認</li> <li>④地域内被害状況の確認</li> </ul>

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

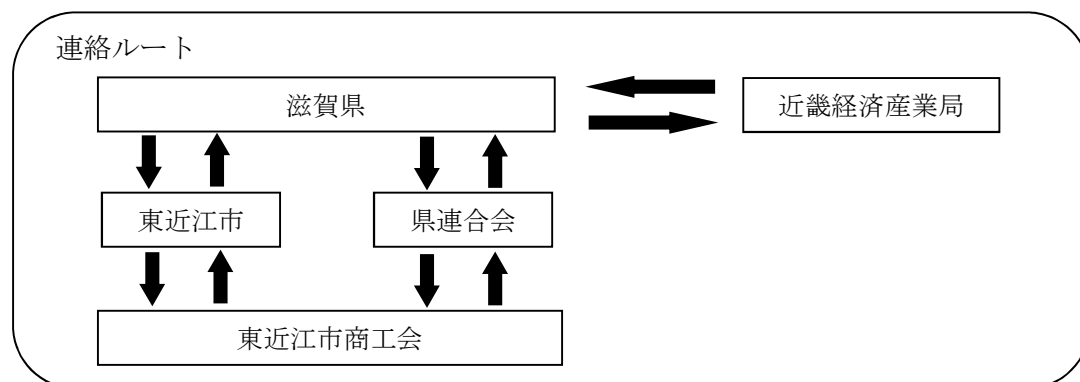
発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～3週間	1日に1回共有する。
3週間以降	災害状況に応じて、協議し決定する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・上記災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができるように非常時連絡網（＝対策本部機構図）を作成し運用する。職員自身が被災するなど応急対策ができない場合は、現場責任者の指示のもと柔軟に役割分担を変更する。



県連合会より県・国へ報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

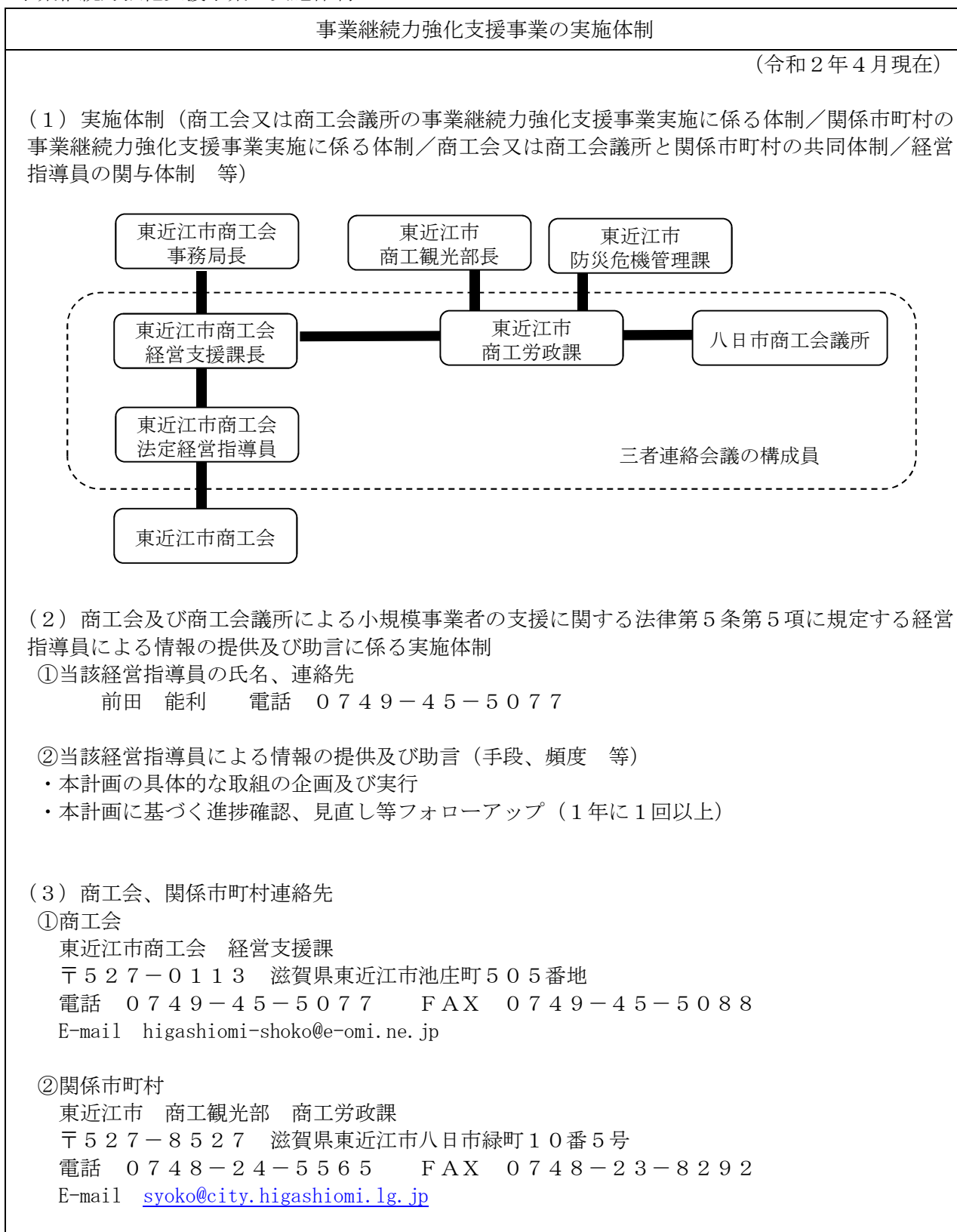
- 地区内の被害状況を確認した後、東近江市と相談を行い、事業者向けの相談窓口を開設する。  
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被害小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	400	300	400	300	300
専門家派遣	300	300	300	300	300
チラシ作成	100	0	100	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県連合会事業費、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
特になし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等